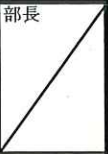
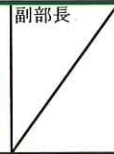
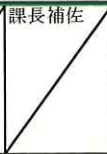
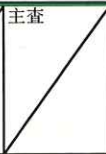


業務番号 呉教施委 第 9 号	担当課 学校施設課	設計者	検査員	専門員	主査	課長補佐	主幹 (GL)	課長	副部長	参事	部長
-----------------	-----------	-----	-----	-----	----	------	---------	----	-----	----	----



副

令和8年度～令和13年度

呉市業務委託設計書

業務名称 郷原小学校ほか2校機械警備業務

業務場所 呉市郷原町1584番地の1ほか

業務日数	日間
又は期限	令和13年7月31日

業務概要

・郷原小学校, 阿賀小学校及び和庄小学校の警備について, 令和8年度(8月)から令和13年度(7月)までの機械警備業務の委託(長期継続契約)

予定価格(消費税抜き)	5,721,000	円
-------------	-----------	---

説明事項	1 前金払	有 ( ) %以内) (無)
	2 支払方法	一括 (分割) (毎月払い)
	3 その他	

# 設 計 内 訳 書

単位 (円)

業 務 名 称	郷原小学校ほか2校機械警備業務					
名 称		称 呼	数 量	単 価	金 額	摘 要
本業務費						
直接業務費	直接人件費	式	1			
	直接物件費	式	1			
業務管理費		式	1			
小 計						
一般管理費		式	1			
合 計						
消 費 税		%	10			
総 合 計						

## 郷原小学校ほか2校機械警備業務仕様書

呉市（以下「発注者」という。）は、呉市立郷原小学校、阿賀小学校及び和庄小学校の施設・設備の夜間、土日祝日等における防火、防犯等に関する管理業務を警備業務受注者（以下「受注者」という。）に委託して行う場合の実施要領を次のとおりとする。

### 1 警備対象施設

- (1) 郷原小学校 （呉市郷原町1584番地の1）
- (2) 阿賀小学校 （呉市阿賀南2丁目1番1号）
- (3) 和庄小学校 （呉市八幡町10番7号）

### 2 警備の方法

機械警備（自動警報警備）とする。

ただし、不良行為の防止のために、発注者から依頼があった場合は、期間を定めて、警備員による巡回警備を行うものとする。

### 3 警備業務における実施事項

- (1) 盗難、火災の予防・防止・早期発見及び不良行為の防止
- (2) 不審者侵入時における威嚇用非常灯及びブザーの設置
- (3) 事故発生時における秩序保持
- (4) 緊急時における関係先への通報・連絡
- (5) 非常用ベルの設置
- (6) 目的外使用に伴う施設の解錠・施錠
- (7) 警備実施事項の報告
- (8) その他、警備に付随する事項について、発注者及び受注者で協議の上、取り決めた事項

### 4 警備業務実施時間

区 分	警備業務実施時間
月曜日から金曜日まで ※1	学校業務終了時から翌日の午前8時30分 まで ※2, 3, 4
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する 法律に規定する休日並びに臨時休校日 等	午前8時30分から翌日の午前8時30分 まで

※1 休日の振替えがある場合は、警備業務も振替えるものとする。

※2 火災警備については、24時間監視とする。

※3 警備業務実施時間は、受注者が学校から警報装置警備開始の信号を受けた時に始まり、学校から警報装置警備解除の信号を受けた時に終わるものとする。

※4 休校中の学校については、警備業務の実施時間を24時間とする。

### 5 警備業務提供条件

- (1) 受注者は、警備対象物件に不法侵入、火災異常等を感知する警報機器を設置し、それらの情報を受注者の監視センターに送信し、これにより送信される異常の有無

を自動的に表示できる機械設備を有するものとする。

- (2) 受注者は、業務提供時間中、(1)に定める表示装置により、警備対象施設の異常の有無を間断なく監視するとともに、常に警備員と連絡を保ち、警備の万全を図るものとする。
- (3) 受注者は、警報装置が常に正常な機能を保持するよう管理するものとし、万一業務提供時間中に警報装置が作動不能になった場合は、警備員を待機させるなど代替警備対策を講ずることにより責任ある警備を実施するものとする。

## 6 日常における警備要領

- (1) 警報装置の開始及び解除操作は、原則として発注者の責任において行う。ただし、受注者は、当該学校長及び教育委員会から要請があった場合は、速やかに対応するものとする。また、発注者が開始操作を怠ったと判断される場合には、受注者は当該警備対象施設に異常がないことを確認の上、警報装置の開始操作を行うものとする。
- (2) 学校に目的外使用のある場合は、あらかじめ当該学校または教育委員会から受注者に連絡し、受注者は使用時間前に解錠し、使用後は点検の上施錠する。
- (3) 受注者は、異常事態発生時に警備員を速やかに現場に到着できる態勢を常に確保すること。
- (4) 警備業務に当たる場合には、警備員の服装を着用すること。

## 7 異常事態発生時の措置

### (1) 防犯提供業務

受注者は、警報機器によって感知される侵入異常の監視又は侵入異常を受信した場合は、直ちに警備員を急行させ、異常事態の内容の確認を行い、その結果、必要と認められた場合は警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに、事態の拡大防止のため必要な処置をとるものとする。また、必要に応じて、緊急連絡者又は関係先に通報するものとする。

### (2) 火災監視提供業務

受注者は、終日、警報機器又は自動火災報知機によって感知される警備対象施設にかかる火災異常の監視又は火災異常を受信した場合は、直ちに警備対象施設に電話連絡し、火災発生と判断した場合は、消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を警備対象施設に急行させ、初期消火等の必要な処置をとるものとする。

また、警報機器がセットされている状態において異常情報を受信した場合は、直ちに警備員を当該施設に急行させ、火災の有無の確認を行い、必要と認められた場合は消防機関に通報し、緊急出動を要請するとともに、事態の拡大防止のため初期消火等必要な処置をとるものとする。また、必要に応じて、緊急連絡者または関係先に通報するものとする。

### (3) 給排水設備監視提供業務

受注者は、終日、受水槽、高置水槽、防火水槽等の異常を感知する給排水受信機によって感知される警備対象施設にかかる設備異常を受信した場合は、遅滞なく当該学校長に連絡するものとする。また、夜間の場合は現地確認の上、連絡すること。

## 8 損害賠償保険の加入

受注者の責に帰すべき理由により発注者若しくは発注者の職員又は第三者の身体及び財産に損害を与えた場合、その損害を賠償するために、受注者は、次のとおり火災、盗難等の損害賠償保険に必ず加入すること。(写し提出要)

- (1) 身体上の損害については、被害者1名につき4千万円  
ただし、1事故につき10億円
- (2) 財産上の損害については、1事故につき10億円

(3) 身体上の損害及び財産上の損害合わせて1事故につき10億円

## 9 事故報告

事故発生の場合は、速やかに電話又は口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。

### 1.0 鍵の預託

警備に必要な鍵は、学校から預託を受ける。受注者は、預託された鍵の取り扱いについては、厳重に行うものとする。

### 1.1 警備実施結果の報告

受注者は、警備責任時間内における警備結果について、1か月分の警備報告書を作成し、翌月に学校長及び呉市教育委員会に報告するものとする。(警戒時間、解除時間、異常内容等)

### 1.2 警報機器の設置

#### (1) 警報機器設置箇所(別紙図面機械警備警戒区域)

ア 管理室(校長, 職員(事務), 保健, 主事, 更衣, 放送の各室)

イ 特別教室

小学校 理科, 生活科, 音楽, 図画工作, 家庭, 視聴覚, 図書室, 特別活動, 教育相談の各教室, 各準備室及び放課後児童会室(部分解除とする)

ウ 各棟1階部分の全室, トイレ, 内廊下及び2階以上で外部より侵入の容易な箇所(別棟の便所及び倉庫は除外する。)

エ シャッター・金庫等

オ その他指定する箇所

(2) 不審者の侵入等異常事態の発生を校内に緊急に知らせるため、受注者の監視センターと連動した非常用ベルを設置するものとし、その非常用ベルの押しボタンは校長室及び職員室に設置すること。なお、非常用ベルは十分校内に聞こえる音量(火災警報装置と同程度の音量)とし、非常用ベルが押された場合は、ただちに異常の有無を学校に確認し、警察等へ連絡すること。学校と連絡が取れない場合においても、ただちに警察に連絡すること。

(3) 警報機器は、マグネットセンサー、立体熱センサー及び赤外線センサーなど異常を感知することができるものとする。

(4) 校長、職員(事務室)、コンピュータ及び準備室、理科及び準備室の各室(別紙図面重点警戒区域)については、その部屋の出入口及び窓に開閉を感知する警報機器を設置し、あわせて室内の侵入者を感知できる警報機器を設置すること。(二重警備の実施) ※窓については窓からの侵入があった場合、即座に感知する器具を代替としてもよい。

(5) 威嚇用非常灯及びブザーについては、センサーが人を感知してライトが一定時間点灯し、同時にアラーム等の警鐘音が鳴るものとする。なお、設置場所については警鐘音を考慮し、学校と協議の上決めること。

(6) 警報機器の設置箇所によっては、火災緊急用警報機器、盗難防止用警報機器の装置を必要に応じて確実に安全性が保持されるよう両方とも設置すること。

(7) 自動火災報知設備と移報装置を連結すること。

(8) 回線については、常時断線監視すること。なお、これに係る通信費は発注者が負担する。

(9) 別紙図面を参考にすること。

(10) 警戒区域(区分チェッカー)は、管理室、特別教室及び普通教室等戸締りが容易な箇所(多いところで20~30)の3以上に区分すること。

### 1.3 警報装置の維持管理

- (1) 警報機器及びこれに付帯する一切の設備については、受注者の所有でこの維持管理費及び保守点検費用は受注者の負担とする。
- (2) 契約期間中に対象施設の建て替え・改修等により、警報機器の移設工事が必要となった場合は、別途協議する。
- (3) 警報装置の機能を正常に維持するため、受注者においてこの保守点検を必要に応じ適宜行なうものとする。

### 1.4 その他

- (1) 入札等による受注者の変更による警報装置の設置作動までの間は、受注者において代替警備対策を講ずるものとする。
- (2) 大規模改造及び校舎建設により改造及び校舎建設建物以外において警備ができなくなる場合は、受注者において代替警備対策を講ずるものとする。
- (3) 入札等により受注者が交替する場合は、警報機器の撤去費用は当該警報機器を設置した受注者の負担とする。
- (4) 警備対象施設が契約期間中に廃校となった場合は、別途協議する。
- (5) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である。
- (6) 発注者は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の予算において、この契約の経費に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除するものとする。

### 1.5 警備計画書

受注者は、本警備業務を受注した後、機器の設置図面及び警備計画書を速やかに学校施設課に提出し、承認を得ること。

## **本仕様書の第3項（8）における実施事項のうちその他、警備に付随する事項**

- 1 災害緊急時における避難所の開設にあつては、呉市災害対策本部等関係者からの連絡により、施設の解錠・施錠を行うものとする。  
ただし、天災等により不可抗力と認められる場合は、この限りではない。
- 2 公職選挙法に基づく施設の使用による解錠・施錠については、学校等関係者からの連絡により、受注者が行うものとする。
- 3 その他、契約後必要な事項が生じた場合は、両者協議の上決める。